

# よくある質問

2022年2月25日の理事会規則（EU）2022/328により改正された、ウクライナ情勢を不安定にするロシアの行動を考慮した制限的措置に関する理事会規則No 833/2014（以下：制裁規則）の第2条、第2a及び第2bに基づく輸出関連制限に関するもの。

## 内容

本ガイドラインの.....全体構成とアプローチ5.....

1. 本ガイダンスの目的、および制裁規則における新たな輸出規制は、既存の対ロ制裁とどのような関係があるのか？5
2. 制裁規則は、輸出規制を含む輸出制限の分野でどのようなことを行っているのか。.....5
3. ロシア向けに製品を販売している輸出業者です。製品の輸出が許可されているかどうか、事前の認可が必要かどうか、どのように確認すればよいですか？6
4. 新しい措置は「禁止」の形をとっている。デュアルユースと「先端技術」の品目について、ロシアへの輸出が全面的に禁止されたのだろうか。.....6
5. EUの対ロ輸出が制裁規則に引っかかっていた場合、措置発効日にどうなったか。7
6. EUの対ロ輸出が制裁規則に引っかからなかった場合、措置発効日にどうなったか。7
7. 新しい制裁規則は、既存の二重使用規則とどのような関係があるのでしょうか？優先されるのか？両方が引き続き適用されるのか？7
8. EUデュアルユース規制の「キャッチオール」ルールは、制裁規制の付属書IVに記載されている団体にどのように適用されますか？.....8
9. 技術支援や仲介サービスの提供には、どのような制限がありますか？.....8
10. 制裁規則による免除または軽減の対象となる、デュアルユースまたは先端技術品目の輸出および関連する技術支援について、通知および認可の要求のためにどのような情報を提供すべきですか。.....8
11. 私が輸出しようとする品目は、デュアルユース品目ではなく、また、制裁規則の付属書VIIにも含まれていません。しかし、EUデュアルユース規制の付属書Iまたは制裁規制の付属書VIIに記載されている部品を含んでいます。輸出規制の心配はありますか？8
12. 制裁規制の.....適用除外はどのような状況ですか？9
13. 制裁規則のケースバイケースの例外規定が適用されるのは、どのような場合ですか？.....9
14. 輸出者は、どのようにして、免除または軽減措置のいずれかが自社の状況に適用されるこ

- とを決定的に証明することができますか。 ..... 10
15. デュアルユース品目と「先端技術」品目の輸出に関する免除や軽減措置の運用について、より詳しく説明してください。 ..... 10
16. 制裁規則による ..... 認可には、どのような規則や手続きが適用されますか？ 11
17. 附属書IVに記載されている個人または団体への輸出はまだ可能ですか？これらの団体の子会社や、これらの団体に ..... 支配されている団体にはどのような規則が適用されますか？ 11
18. 二重用途または「先端技術」品目の輸出が、免除または軽減措置に該当しないと思われる場合、認可を ..... 申請することはできますか？ 12
19. 「先進技術」製品に含まれるアイテムは、どのように選択されたのですか？ ..... 12
20. 制裁規制の ..... 附属書IVに記載されている個人および団体はどのように選択したのですか？ 12
- 企業 ..... 向けデュアルユース・「先端技術」品目の輸出規制の実務運用12 ..... 向
21. をしたいのですが、どのようにすれば技術仕様を検証/実証できますか？  
輸出は、「先端技術」の項目がある附属書に該当するのか、しないのか？ ..... 12
22. 税関コードと附属書 VII ..... の品目を関連付ける「指標となる一時的な相関表」の意味は？ ..... 12
23. X.A.VII.001の「トラクター」の用語を明確にしてください。農業に使用するトラクターなのか、それとも大型トラックを指すのでしょうか ..... 13
24. デュアルユースアイテムに関する ..... デイロゲーションはどのように申請するのですか？ 13
25. ロシア企業との間で、制裁規則対象品目の輸出に関わる契約を結んでいます。このまま輸出を続けてもいいのでしょうか。 ..... 14
26. 契約の継続を認めてもらうためには、誰にどのように申請すればよいのですか？ ..... 14
27. 最終使用者が軍事的な最終使用者であると信じる合理的な根拠がある場合、または商品が軍事的な最終用途を持つ可能性がある場合、契約のグランドファザリングを認可することは可能か15
28. 制裁規則発効前に納入された品目であっても、契約完了のために必要な活動がある場合、契約の締結は可能か。例えば、制裁規則発効前にロシアのエンドユーザーに販売され、 ..... エンドユーザーが全額を支払った場合、EUに拠点を置く企業は、制裁規則の対象となる品目に関連してロシアで技術支援を行うことができるか。 ..... 15
29. 契約"という言葉はどのように解釈されるべきか？例えば、欧州の経済事業者の電子システムで発注された場合、契約は成立しているか。ロシア国内の既存顧客との契約は、数量や特定のコード番号（CNコードなど）が合意されているかどうかに関係なく、契約となりますか？ ..... 15
30. EUの輸出者は、EUまたは第三国に拠点を置くロシア企業の子会社を通じて、制裁規則対象品目の輸出を必要とするロシア企業との契約を履行することができるか。 ..... 15

31. 制裁措置は、(i) EU域外のEU企業の子会社、(ii) EU域外に居住または勤務するEU国民をどの程度拘束するか。EU企業が所有または支配するロシアの事業体は、制裁規則に照らしてどのように行動すべきか。EU企業のロシア子会社が、制裁規則が適用される製品を他のロシア企業に販売することは可能か。これは迂回.....行為とみなされるか。16
32. ロシアにある合弁会社に出資しています。制裁の対象となる二重用途品または「先端技術」品の供給を合弁会社に続けることはできますか？ .....17
33. その他のサービス」という言葉は、どのように解釈したらよいでしょうか。物流サービスは「その他のサービス」に含まれ、その結果、すべての輸送業者またはその他の物流会社は、輸送する商品に関する輸出規制を確認しなければならないのか。輸送の手配も含まれるのか？ EUへの規制対象品目の輸入のための物流サービス？マーケティングやクリーニングなど、その他の非技術的なサービスについてはどうでしょうか？ .....17
34. 認可の取り消し、一時停止、変更、取り消しの根拠は何ですか？17
35. 制裁規則では、ロシアからEUの生産組織承認保持者への輸入は禁止されているか？ EU/EASA生産組織承認保有者のロシアに拠点を置くサプライヤーや下請け業者は、本措置の.....影響を受けるか？ .....17
36. 2022年2月26日以前に発行された輸出許可証は有効か？ .....18
37. 途#経過の商品についてはどうですか？船積み」条項があるか？ .....18
38. EU域外を原産地とし、ロシアを最終目的地とする加盟国経由の商品に対する制裁の効果は？EU加盟国経由の積み替えにもこの措置は適用されますか？ .....18
39. EU二重使用規則の付属書IIに記載されている品目や「先端技術」品目がすでにロシアに.....ある場合、EU企業はロシアのエンドユーザーへの輸出の許可を求める必要があるか。19
40. 制裁規則は、陸路でロシアを経由して第三国へ輸送.....される規制対象品の輸出に影響を与えますか？19
41. 制裁措置は、EUで設立され、ロシアの個人または.....団体が直接または間接的に所有または支配している企業との取引にどの程度影響しますか。 .....19
42. ロシア国籍でEUで働いている従業員に対して、特別な措置を取る必要がありますか？EUの事業体は、新たな制裁の対象となる製品や技術に関連する知識のロシアへの.....移転やアクセスを遮断すべきでしょうか。20
43. EUの第三国向け制裁規則対象品目の輸出がロシアに.....再輸出されないことを、どのように確認・検証しているのか。20
44. トルコはEU .....との関税同盟により、同等の規制や迂回防止策を実施する義務があるか。20
45. 北アイルランドに拠点を置いています、ロシアへの制裁規制.....対象品の輸出を続けることはできますか？20
46. この措置により、.....ロシアに対象品目を輸出している企業への補償はあるのか？ .....21
- パートナー国との.....協働21
47. あなたのアプローチは、米国と密接に連携していますが、他の国にも期待しますか？を「パートナー国」にすることは可能ですか？ .....21

48. パートナー国とはどのような国で、規則に従って..... どのような利益を享受しているのですか? ..... 21
49. 米国はEUを域外輸出規制の ..... 対象から除外しているのか? 22

その他の雑多な質問22.....

50. ベラルーシは制裁規制の ..... 対象か? 22

付属書 - 制裁規則..... 付属書 VII に記載された品目の一時的な相関関係を示す表23.....

### 免責事項

このよくある質問 (FAQ) は、制裁規則第2条、第2a条および第2b条に基づくデュアルユース物品および先端技術物品に関する輸出関連規制について、欧州委員会業務の観点から情報を提供するものです。EUの法律について権威ある解釈を行うことができるのは、EU司法裁判所のみです。

制裁規則の条文及び付属書への言及は、その後の理事会規則、特に2022年2月25日の理事会規則 (EU) 2022/328によって改正された2014年7月31日の理事会規則 (EU) No 833/2014を指します。

本FAQにおける「輸出規制」とは、制裁規則第2条、第2a条及び第2b条に基づく、二重使用物品及び先端技術品目に関する輸出関連規制のことを指します。

本FAQにおける「輸出」とは、特に断りのない限り、物品の販売、供給、譲渡、輸出、仲介サービスの提供、技術・資金援助の提供を指します。

本FAQの目的上、「認可」という用語は、制裁規則に基づく軽減措置の認可とEUデュアルユース規則に基づくデュアルユースの認可を指します。

本FAQでは、条文番号は制裁規則の英語版に基づいています。

制裁規則には、航空・宇宙産業やエネルギー分野での使用に適した商品・技術の輸出禁止が盛り込まれています。これらの措置は、このFAQの対象ではありません。

## 本ガイドラインの全体構成とアプローチ

1. 本ガイダンスの目的、および制裁規則における新たな輸出規制は、既存の対ロ制裁とどのような関係があるのでしょうか。

2022年2月25日の理事会規則 (EU) 2022/328<sup>1</sup> は、制裁規則<sup>2</sup> に基づく輸出制限という形でのEUの制限措置 (制裁) を基礎とし、拡大したものです。理事会規則 (EU) 2022/328やその他の規則で改正されない限り、制裁規則の既存の規定は効力を持ち、引き続き適用されます。

本ガイダンスは、2022年2月に改正された制裁規則の第2条、第2a条及び第2b条並びに第1条、第2c条及び第2d条の関連規定に導入された新たな輸出制限を、同規則の他の規定を損なうことなく実施するにあたり、各国の所轄官庁及び輸出業者を含む関係者を支援することを目的としています。

2. 制裁規則は、輸出規制を含む輸出制限の分野でどのようなことを行っているのですか?

まず、制裁規則では、EUデュアルユース規則<sup>(3)</sup>の付属書Iで特定されているデュアルユース商品・技術に関する輸出規制の範囲が拡大されました。これらの品目の輸出は、2014年以降、軍事部門を対象に禁止されています。現在では、これらの品目が民間のユーザーや用途を意図している場合でも、非常に限られた免除や軽減を除いて禁止が適用されています。

第二に、制裁規則は、電子機器、コンピュータ、通信・情報セキュリティ、センサー・レーザー、海洋などの分野におけるロシアの軍事・技術力の強化を制限するため、「先端技術」項目の追加輸出も禁止しています。

第三に、制裁規則では、ロシアの防衛・産業基盤に関連する団体を特定し、さらに厳しい輸出規制が課せられている。

他のEU制裁制度と同様、輸出規制は対象品目の販売、供給、移転、輸出のほか、仲介サービスや技術・金融支援の提供にも適用されます。

この新しい規定は、本書でさらに説明する特定の定義された状況において、非常に限定的な免除や猶予を予見しています。同様に、制裁規則では、ケースバイケースの評価に従い、既存の契約、つまり「grandfathered」契約の下で輸出を継続する可能性をある程度認めています。

最後に、制裁規則には、航空・宇宙産業およびエネルギー分野での使用に適した商品および技術の輸出禁止が含まれています。これらの措置は、このFAQの対象ではありません。

---

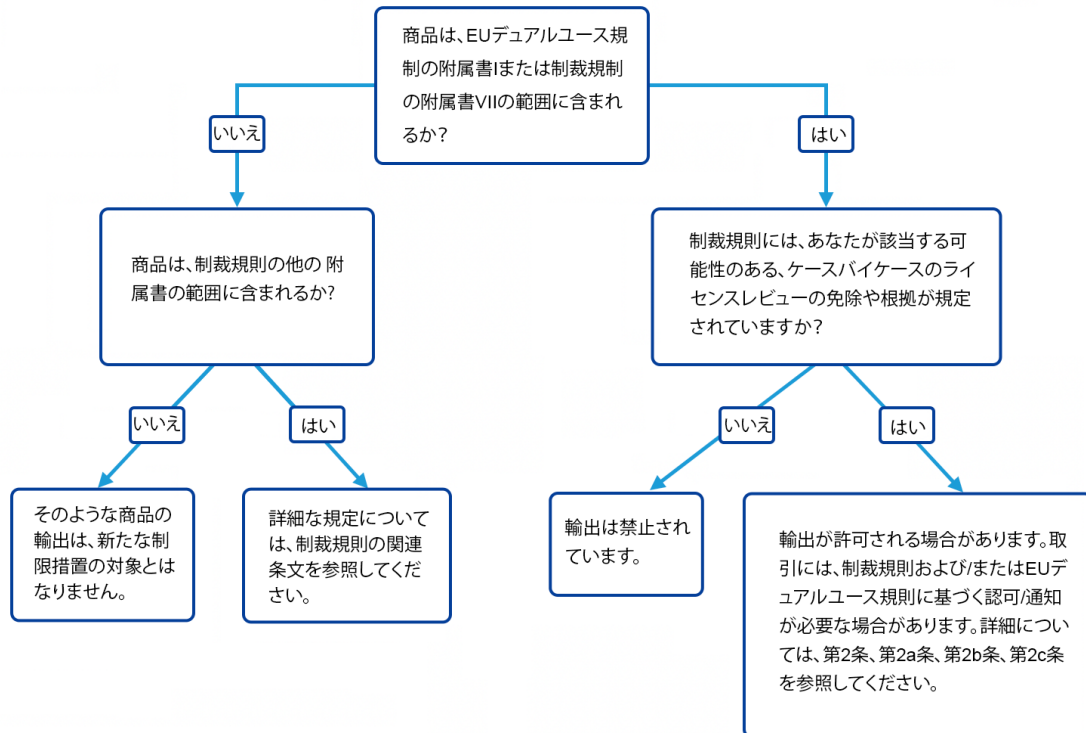
<sup>1</sup>ウクライナ情勢を不安定にするロシアの行動に鑑みた制限的措置に関する規則（EU）No 833/2014を改正する2022年2月25日の理事会規則（EU）2022/328。

<sup>2</sup>ウクライナ情勢を不安定にするロシアの行動に鑑みた制限的措置に関する2014年7月31日付理事会規則（EU）No833/2014

<sup>3</sup>2021年5月20日の欧州議会と理事会の規則（EU）2021/821は、デュアルユース品目の輸出、仲介、技術支援、通過および移転の管理のための連合体制を設定する。

### 3. ロシアに製品を販売している輸出業者です。製品の輸出が許可されているかどうか、事前の認可が必要かどうか、どのように確認すればよいですか？

輸出規制に関わるかどうかの確認は、簡単に言うと以下のような流れになります。



この図は簡略化したものです。さらに明確にするためには、ロシアに販売する製品に制裁規則（またはその他の制限）が適用されるかどうかを、加盟国の関係当局にご確認ください。

制裁規則の一部の付属書、例えば付属書II、X、XIIには、CN（Combined Nomenclature）のコードが含まれ、付属書VIIに記載されているデュアルユース品目と先端技術品目は技術説明で識別されています。遵守義務の一環として、経済事業者は、CNコードまたは技術説明に基づいて、輸出しようとする品目が対象であるか否かを確認する必要があります。ある品目に対応するCNコードが制裁規則に記載されていない場合でも、そのCNコードで分類される品目が、第2条、第2a条および第2b条に基づき、両用品または制裁規則附属書VIIの品目に該当する可能性があるため、その影響を排除することはできません。デュアルユース品目及び制裁規則附属書VIIの品目については、制裁規則においてCNコードと制限措置の対象となる当該品目の間に相関関係はない。

#### 4. 新しい措置は「禁止」の形をとっている。デュアルユースと「先端技術」の品目について、ロシアへの輸出が全面的に禁止されることになったのだろうか。

EUデュアルユース規制の付属書Iの対象品目と「先端技術」品目に適用される輸出規制は、禁止という形をとっていますが、限られた免除や猶予があります。免除の対象は、特に人道上の必要性、健康上の緊急事態、自然災害などです。

災害用、医療・医薬用、報道用機器の一時輸出、個人使用目的のもの。政府間協力を目的とした輸出、民間通信網を目的とした輸出、民間原子力施設の運用・維持・安全を目的とした輸出、EU加盟国または相手国が所有または単独もしくは共同支配する企業向けの輸出、事前契約の対象と

なる輸出などが例外の対象となります。

これらの免除や軽減措置は、付属書IVに記載されているロシアの防衛および産業基盤に係る個人または団体への輸出には適用されません。これらの団体については、Art.IVに規定された条件下でのみ輸出が許可されます。2b(1)(a)および(b)に規定された条件下でのみ輸出が許可されます。

並行して、上記の免除や軽減措置は、航空・宇宙産業向けの輸出にも適用されないことに留意する必要があります。

## 5. EUの対ロ輸出が制裁規則に引っかかった場合、措置発効日にどうなったのか。

輸出規制は2022年2月26日に発効し、全面的に適用されるようになりました。

この日から、制裁規則によって導入された輸出制限の対象となる物品および技術の輸出は、(i) 関連する免除、または (ii) 認可を条件とする緩和の下で許可された場合のみ、可能となります。認可が必要な場合、その認可が下りるまで、貿易を進めることはできません。

## 6. EUの対ロ輸出は、制裁規則に引っかからなかった場合、措置発効日にどうなったのか。

制裁規則の対象品目でない場合は、ロシアへの販売、供給、譲渡、輸出を制限なく行うことができ、関連する技術・資金援助の提供も継続することができます。これは、同規則の他の条項または他の規則に基づく他の貿易制限を害するものではありません。

## 7. 新しい制裁規則は、既存の二重使用規則とどのような関係があるのでしょうか？優先されるのか？両方が適用され続けるのか？

この制裁規則は、EUデュアルユース規則 (EU) 2021/821を「妨げることなく」(すなわち並行して) 適用されます。輸出者は、両規制を確実に遵守する必要があります。

その結果、二重用途品目の輸出には二重用途規則に基づく認可が必要となり、制裁規則による例外措置が適用される場合には、その規則にも基づく認可が必要となる場合があります。疑問がある場合、輸出者は、輸出者が居住または設立している加盟国の所轄官庁に問い合わせる必要があります。

デュアルユース品目や付属書 VII の「先端技術」品目の輸出が免除の範囲に含まれる場合、制裁規則による事前承認は必要ありません。しかし、デュアルユース品目については、デュアルユース規則に基づく許可が必要となる場合があります。

制裁規則付属書VIIに記載された商品および技術に関する認可には、EU二重使用規則に定められた規則と手続きが準用されます。これは、以下のことを意味します。

例えば、二重用途規制の付属書 I に記載されていない品目の輸出が、二重用途規制の第 4 条などに基づく許可要件の対象となる場合 (いわゆる「キャッチオール」条項)、同じ品目が制裁規則の付属書 VII に記載されていても、かかる許可要件はそのまま適用されること。

## 8. EU二重使用規則の「キャッチオール」ルールは、制裁規則附属書IVに記載されている団体にどのように適用されるのでしょうか？

軍用最終用途および最終ユーザーのためのデュアルユース品目の輸出は、制裁規則により禁止されています。EUデュアルユース規制の附属書Iにも制裁規則にも記載されていない品目の輸出は、デュアルユース規制の「キャッチオール規制」、すなわち、軍事目的の最終ユーザーまたは最終ユーザーでないことを確認するための規制対象となります（輸出が制裁規則の附属書4に記載されている個人または団体に関する場合を含む）。

## 9. 技術支援や仲介サービスの提供には、どのような制限がありますか？

技術支援」と「仲介サービス」の定義は、制裁規則の第1条（c）および第1条（d）に記載されています。このような援助やサービスの提供は、第2条2項及び2a2項の禁止事項に該当し、第2条3項及び2a3項、第2条4項及び2a4項、第2条5項及び2a5項に基づく免除や猶予の対象となる場合があります。

## 10. 制裁規則による免除または軽減の対象となるデュアルユースまたは先端技術品目の輸出および関連する技術支援について、通知および認可の要求のためにどのような情報を提供すべきか。

国内所轄官庁への通知と認可申請は、電子的手段で提出しなければなりません。制裁規則の附属書IXには、これらの通知または申請の必須要素を含む書式が記載されており、輸出者は可能な限りこれらの書式を使用しなければなりません。ただし、書式の使用が不可能な場合、輸出者は、少なくとも書式に記載されたすべての要素を、書式に定められた順序で提供しなければなりません。

EUデュアルユースレギュレーションの対象品目である場合、輸出者は、同レギュレーションに基づくフォームを国内所轄官庁に提出する必要があります。

制裁規則附属書IXの通知/申請/認可書式は、第2条、第2a条、第2b条の規定のみに言及しています。制裁規則の他の条項に関連する書式の使用に影響を与えるものではありません。

## 11. 私が輸出しようとする品目は、デュアルユース品目ではなく、また、制裁規則の附属書VIIにも含まれていません。しかし、EUデュアルユース規制の附属書Iまたは制裁規制の附属書VIIに記載されている部品を含んでいます。輸出規制の心配はありますか？

附属書VIIに記載された1つ以上の部品を含む非管理品目は、二重用途輸出管理に関する規則または制裁規則に基づく「先端技術」品目の制限を回避するための取引でない限り、これらの部品の輸出に適用される輸出制限の対象とはなりません。

しかし、EUデュアルユース規制の附属書Iに記載されている品目については、「主要な要素」注記が引き続き適用されます。つまり、同附属書に記載された1つ以上の構成要素を含む非管理品目は、「主要要素規則」を含むEUデュアルユース規則に基づく輸出管理規則の適用を受け続けるということです。



## 12. 制裁規制の適用除外はどのような状況ですか？

制裁規則第2条3項および2a3項では、一定の条件および要件を満たすこと、すなわち免除の利用を税関当局に申告し、初めて利用する際に通知を行うことを条件に、7つの限定的な輸出制限の免除を規定しています。これらの免除は、以下のものに適用されます。

- (a) 人道的目的、健康上の緊急事態、人の健康や安全、環境に深刻かつ重大な影響を及ぼす可能性のある事象の緊急の予防や軽減、自然災害への対応として使用します。
- (b) 医療または医薬の目的。
- (c) 報道関係者向けの一時的な輸出。
- (d) ソフトウェアのアップデートを行います。
- (e) は、民生用通信機器として使用されます。
- (f) ロシア政府及び同政府が直接または間接的に支配する事業体を除く、ロシアの自然人及び法人、事業体に対するサイバーセキュリティ及び情報セキュリティの確保、または
- (g) ロシアに渡航する自然人またはその近親者が個人的に使用するもので、その個人が所有し、販売を目的としない個人用品、家庭用品、車両、商売道具に限定されます。

## 13. 制裁規則のケースバイケースの適用除外は、どのような場合に適用されるのですか？

制裁規則第2条4項および第2a条4項では、国内所轄官庁に認可を申請しなければならない8つの例外を規定しています。認可が下りるまで、当該品目の輸出は禁止されています。これらの例外は、その品目が以下の目的のために使用される場合に適用されます。

- (a) 連合、加盟国政府、ロシア政府間の純粋な民生分野における協力。
- (b) 宇宙計画における政府間協力。
- (c) 民生用原子力能力の運用、維持、燃料撤退及び安全性、並びに民生用原子力協力、特に研究開発分野での協力。
- (d) 海上安全
- (e) インターネットサービスの提供を含む、民間の電気通信ネットワーク。
- (f) 加盟国または相手国の法律に基づいて設立された法人、事業体、団体が所有する、または単独もしくは共同で支配する事業体の排他的使用。
- (g) 代表団、大使館、公館など、連合、加盟国、パートナー国の外交機関

2022年2月26日以前に締結された契約については、[質問25~27](#)をご確認ください。付属書IVに記載されている個人または団体との状況については、[質問17](#)をご確認ください。

## 14. 輸出者は、どのようにして、免除または軽減措置のいずれかが自社の状況に適用されることを決定的に証明することができますか。

免除又は軽減の条件が満たされていることを評価及び検証するために有用と思われる必要な文書を決定するのは、国の所轄官庁である。この文書には、契約書、政府間協定、輸出者からの申告書（自己申告書）などが含まれる場合があります。

## 15. 二重使用品目や「先端技術」品目の輸出に関する免除や軽減の仕組みについて、より詳しく説明してください。

制裁規則は、ロシアの軍事用エンドユーザーに対し、制裁規則付属書IVに記載された軍事用エンドユーザーおよびユーザー向けの物品または技術の販売、供給、移転または輸出、あるいはそれに関連する技術・財政援助の提供を禁止しています。これは、デュアルユース品目（EUデュアルユース規制の付属書Iに記載）と「先端技術」品目（制裁規制の付属書VIIに記載）の両方を対象としています。

制裁規則付属書IVに記載されていない非軍事ユーザーへの潜在的な輸出、またはそれらの商品と技術の非軍事的最終用途に関連して、以下が適用されます。

- EUデュアルユース規制の付属書IIに記載されているデュアルユース品、またはキャッチオール条項が適用され認可が必要なもの。
  - 意図された最終用途が第2条3項（[質問12](#)参照）に記載された免除の範囲に含まれる場合、制裁規則に従って認可を求める必要はありませんが、輸出者はEU二重用途規則に従った要件を遵守しなければなりません。また、制裁規則では、輸出者は、税関申告書において、当該品目が関連免除の下で輸出されていることを申告し、関連免除を利用して初めて輸出する場合には、初めて輸出した日から30日以内に輸出者が居住または設立する加盟国の所轄庁に通知することが義務付けられています。各国の所轄官庁は、措置の迂回リスクを防止する目的で、免除措置の利用を監視する。
  - 意図された最終用途が第2条(4)に列記された8つの活動のいずれかに該当する場合（[質問13](#)参照）、輸出者は認可を申請しなければならず、輸出者が居住または設立する加盟国の管轄当局によって個別に審査が行われます。さらに、輸出者は、EUデュアルユース規則に基づく要件を遵守するものとします。
  - 2022年2月26日以前に締結された契約に基づく輸出の場合、[質問25～27](#)をご確認ください。
  
- 制裁規則付属書VIIに記載されている「先端技術」品目の場合。
  - 意図された最終用途が第2条a(3)に記載された7つの適用除外の範囲に該当する場合（[質問12](#)参照）、制裁規則に従って認可を求める必要はありません。制裁規則は、輸出者が税関申告書において、当該品目が関連する免除の下で輸出されていることを申告し、関連する免除を利用して初めて輸出する際に、輸出者が居住または設立している加盟国の管轄当局に、初めて輸出が行われた日から30日以内に通知することを要求しています。

各国の所轄官庁は、措置の回避のリスクを防止する目的で、適用除外の利用を監視します。
  - 意図された最終用途が第2条a(4)に記載された活動の範囲に含まれる場合（[質問13](#)参照）、輸出者は認可を申請しなければならず、輸出者が居住または設立する加盟国の管轄当局によってケースバイケースで審査が行われます。
  - 2022年2月26日以前に締結された契約に基づく輸出の場合、[質問25～27](#)をご確認ください。

また、航空・宇宙産業の品目については、[質問4](#)を参照し、上記の軽減・免除が適用されないことを確認してください。

## 16. 制裁規則による認可には、どのような規則や手続きが適用されます

か？

第2条、第2a条および第2b条に基づく認可は、制裁規則の付属書Iに記載された各国の管轄当局によって処理され、準用されるEUデュアルユース規則に定められた規則および手続きに従います。

### 17. 付属書IVに記載されている個人または団体への輸出はまだ可能ですか？これらの法人の子会社や、これらの法人に支配されている法人にはどのような規則が適用されますか？

ロシアの防衛・産業基盤に関連する特定のエンドユーザーへの輸出には、より厳しい条件が適用されます。制裁規則付属書IVに記載されたこれらの個人および団体に関しては、免除は適用されず、人間の健康や安全、環境に深刻かつ重大な影響を与える可能性のある事象の緊急な予防または緩和のために、国家管轄当局によるケースバイケースの認可の可能性が非常に限定的にのみ適用されます。これらの個人および団体については、2022年2月26日以前に締結された契約は、国の権限ある当局による認可を条件として実行することができますが、当該認可が付与されるまで取引を停止しなければなりません。このような認可は、2022年5月1日までに申請しなければならない。

これらの事業体に対する輸出規制は、当該品目が制裁規則の付属書VII（「先端技術」品目）にリストされておらず、EUデュアルユース規則の付属書Iにリストされておらず、EUデュアルユース規則のキャッチオール条項が適用されていない場合には、適用されません。これは、他の規則や規制の下で実施される可能性のある他の輸出制限を損なうものではありません。

また、EUの輸出者は、対象品目が間接的に（これらの事業者の非上場子会社または彼らが支配する他の事業者を通じて、あるいは仲介業者を通じて）上場企業に到達しないことを保証しなければなりません。また、対象品目がリストアップされた企業に到達する可能性がある場合、第三者の仲介者に対する対象品目の販売、供給、移転または輸出は禁止されている。あらゆる状況において、EUの輸出者は、ビジネスパートナーと物品の最終目的地について十分なデューデリジェンスを行う必要がある。

さらに、EUの輸出者は、これらの輸出規制を回避することを目的または効果とする活動に、故意に、参加することを禁じられています。

### 18. 二重用途または「先端技術」品目の輸出が、免除または軽減措置に該当しないと思われる場合、認可を申請することはできますか？

原則として、これらの状況に該当しない場合は、オーソライズを申請する意味はありません。既存の契約の履行に適用される条件については、[質問25~27](#)をご確認ください。

### 19. 「先進技術」製品に含まれるアイテムは、どのように選択されたのですか？

付属書VIIの製品リストに含まれる品目は、ロシアの軍事・技術力の強化に直接的または間接的に貢献するという基準で選定されたものである。また、パートナー国との協力のもと選定されたものである。

### 20. 制裁規則付属書IVに記載されている個人および団体は、どのように選

## 択したのですか？

拡張リストに掲載された個人および団体は、ロシアの防衛および産業基盤に関連する特定のエンドユーザーです。また、パートナー国の協力のもと選定されました。

## 企業向けデュアルユースおよび「先端技術」品目の輸出規制の実務運用について

### 21. 輸出しようとする品目の技術仕様が、「先端技術」品目を含む付属書に該当するか否かを確認／証明するにはどうすればよいですか？

付属書VIIの品目は、その説明と技術的パラメータに基づいてリストアップされています。ロシアに輸出される場合、品目が規制の対象となるため、品目を特定し、その特定や分類に役立つ書類（例えば、品目の特性や技術パラメータが記載されているテクニカルデータシートなど）の提出を求められることがあります。

### 22. 税関コードと付属書VIIの品目を関連付ける「指標となる一時的な相関表」とは何ですか？

先進技術」品目を列挙した制裁規則の付属書VIIには、商品（関税）コードが含まれていない。

[この FAQ の付属書](#)には、純粹に参考のために、制裁規則付属書 VII の物品と共通関税分類及び複合命名法 (CN) の規則に基づいて定義された対応する商品コードとの関連性を示す参照表を掲載しています。これは、経済事業者が制裁規則第2条a (1) 及び2b (1) に定める措置の対象となる付属書VIIの物品を識別・分類する際に参考となるよう提供されるものです。対応する8桁のCNコードは、経済事業者が申告する物品を検知・識別するための拘束力のない手引きとなります。拘束力を持たず、提供されるものです。

輸出管理および制裁の観点から経済事業者のすべての義務への偏見は、税関申告書の提出の時点で確認する必要があります。

商品コードは経済事業者のコンプライアンス活動を支援するものであるが、ある商品が輸出規制の対象となるかどうかの結論を導き出すためには、追加の技術的評価が必要であることに留意すべきである。多くの場合、付属書 VII の商品の記述と対応する商品コードの記述が完全に一致しないため、この追加的な技術的評価が必要となります。

商品コードは、**Combined Nomenclature**から引用しています。これは、**Council Regulation (EEC) No 2658/87<sup>4</sup>** の第1条2項に定義されており、その付属書Iに記載されているもので、制裁規則発行時に有効なものです。

### 23. X.A.VII.001の「トラクター」の用語を明確にしてください。農業に使用するトラクターなのか、それとも大型トラックを指すのでしょうか？

「トラクター」（付属書 VII の項目 X.A.VII.001.b）という用語は、本規制で要求される技術パラメータを満たす限り、農業用トラクターを含むオフハイウェイのホイールトラクターに関するものである。

セミトレーラー用の道路トラックとして理解される大型トラックは、同じ附属書の項目 X.A.VII.001.c でカバーされています。

## 24. デュアルユースアイテムに関するディロゲーションはどのように申請するのですか？

制裁規則第2条、第2a条、第2b条の適用を受ける物品の販売、供給、譲渡、輸出の届出と認可を容易にするため、同規則の附属書IXには、輸出者が居住または設立する加盟国の管轄当局に提供すべき情報の必須要素を記載したテンプレートが用意されています。

EUデュアルユースレギュレーションに該当する場合は、同レギュレーションで規定されているテンプレートを使用し、同レギュレーションに基づく要件にも対応する必要があります。

制裁規則に関する加盟国の所轄官庁のリストは、制裁規則の附属書Iに掲載されています。

EUデュアルユースレギュレーションに基づく加盟国の所轄官庁のリストは、欧州連合官報<sup>5</sup> で公表されています。[そのリストの](#)コピーは、欧州委員会の専用ウェブサイトですぐ入手できます。

---

<sup>4</sup>関税統計名目及び共通関税率に関する1987年7月23日付理事会規則（EEC）第2658/87号

<sup>5</sup>[情報ノート](#) - 欧州議会および理事会の規則（EU）2021/821は、デュアルユース品目の輸出、仲介、技術支援、通過および移転の管理のための連合体制を設定する（OJ L 206, 11.6.2021, p. 1.）。第4条、第6条、第7条に準拠して加盟国が採用した措置に関する情報。

9、11、12、22、23

## 25. ロシア企業との間で、制裁規則対象品目の輸出に関わる契約を結んでいきます。このまま輸出を続けてもいいのでしょうか？

2022年2月26日以前に締結された契約の履行を可能にするため、加盟国は、輸出者が2022年5月1日以前に当該許可を要請することを条件に、非軍事用途および非軍事ユーザー向けのデュアルユースおよび「先端技術」アイテムの輸出を許可することができます。これらの許可は、適用される規則に従って、国の管轄当局が個別に評価するものとします。認可を受けるまで、新たな制裁措置の対象となる品目の輸出は禁止されています。2022年5月1日以降、既存の契約や協定の履行のための認可を求めることはできません。

国の所轄庁は、最終使用者が軍事的な最終使用者又は附属書IVに記載された個人若しくは団体である可能性がある場合、物品が軍事的な最終用途を有する可能性がある場合、又は輸出品が航空若しくは宇宙産業向けであると信じるに足る合理的な理由がある場合には、認可を与えてはならないものとします。

2月26日以前に附属書IVに記載された個人または団体と直接契約を締結している場合、輸出者が2022年5月1日までにその許可を申請すれば、各国の所轄官庁はその継続を許可することが可能で

す。

制裁規則には、このような認可の有効期間に関する言及はありません。

契約上、デュアルユース規制品の輸出を行う場合、輸出者は実際の輸出前にEUデュアルユース規制に従って必要な認可を取得する必要があります。

## 26. 契約の継続を認めてもらうためには、誰にどのように申請すればよいのですか？

既存の契約の認可を容易にするため、制裁規則の付属書IXには、輸出者が居住または設立している加盟国の管轄当局に提供すべき情報の必須要素を記載したテンプレートが用意されています。品目がEUデュアルユース規則の範囲に含まれる場合、輸出者は同規則に基づく要件にも従わなければなりません。

加盟国の所轄官庁のリストは、制裁規則の付属書IIに掲載されています。

EUデュアルユース規則に基づく加盟国の所轄官庁のリストは、欧州連合官報（Official Journal of European Union）<sup>6</sup>で公表されています。[このリストのコピー](#)は、欧州委員会の[二重用途輸出規制のウェブページ](#)で入手できます。

---

<sup>6</sup>[情報ノート](#) - 欧州議会および理事会の規則（EU）2021/821は、デュアルユース品目の輸出、仲介、技術支援、通過および移転の管理のための連合体制を設定する（OJ L 206, 11.6.2021, p. 1.）。第4条、第6条、第7条に準拠して加盟国が採用した措置に関する情報。

9、11、12、22、23

## 27. エンドユーザーが軍事的なエンドユーザーであると信じる合理的な根拠がある場合、または商品が軍事的なエンドユースを持つ可能性がある場合、契約のグランドファザリングを認可することは可能ですか？

いいえ。第2条5項および第2a条5項の適用除外は、非軍事的用途および非軍事的利用者を対象としています。第2条(7)及び第2a条(7)は、認可の申請を決定する際に、国の権限ある当局が、最終使用者が軍事的最終使用者である可能性又は商品が軍事的最終用途を有する可能性があるとは信じるに足る相当の理由がある場合、認可を与えることができないことを規定している。

第2b条1項(b)によれば、エンドユーザーが付属書IVに記載された法人または自然人である場合、契約のグランドファザリングが認可される可能性があります。

## 28. 制裁規則発効前に納入された品目であっても、契約完了のために必要な活動がある場合、契約の締結は可能か。例えば、制裁規則発効前にロシアのエンドユーザーに販売され、エンドユーザーが全額を支払った場合、EUに拠点を置く企業は、制裁規則の対象となる品目に関連してロシアで技術支援を行うことができるか。

物品が納入され、売り手が何らかの活動（例えば、顧客との技術面談、製品／物品の正式な受入、試験、契約終了、マイルストーン支払い）を行う必要がある契約の履行には、アフターサービスに関する契約部分の完了のための認可が必要です。

### 29. 契約 "という言葉はどのように解釈されるべきか？例えば、欧州の経済事業者の電子システムで発注された場合、契約は成立しているか。ロシア国内の既存顧客との契約は、数量の指定や特定のコード番号（例えばCNコード）が合意されているかどうかに関係なく、契約となりますか？

第2条5項、第2a条5項、第2b条1項 (b) は、「契約」という言葉を定義していない。これらの規定の目的及び趣旨は、認可を条件として、輸出者が関連する国内法の下で契約上の義務を履行できるようにすることであるため、契約が締結されたかどうかを国内法の下で評価することは、各国の所轄官庁に委ねられています。

一般に、EUの制裁の文脈では、契約は取引の実行に必要なすべての要素（製品、価格、数量、納期、実行の様式など）を含む場合に成立すると考えられています。これらの必須要素のいずれかが欠落しており、そのため後続の契約書に署名する必要がある場合、最初の契約は契約とみなされるべきではありません。

### 30. EU の輸出者は、EU または第三国に拠点を置くロシア企業の子会社を通じて、制裁規則対象品目の輸出を必要とするロシア企業との契約を履行することができるか。

制裁規則は、「ロシア国内の自然人または法人、団体、組織に対して、EU発祥か否かを問わず、直接的または間接的に、（対象品目を）販売、供給、移転、輸出すること」を禁止しています。またはロシアで使用するため」のものであります。また、同規則の「禁止事項を回避することを目的または効果とする活動に、意図的かつ故意に参加すること」も禁止しています。

したがって、EUの輸出者は、ロシアへの対象品目の輸出またはロシアでの使用を必要とする契約の履行を許可されるために、第2条第5項、第2a条第5項、第2b条第1項 (b) に基づく国内所轄官庁の認可を求めする必要があります。

ロシア企業の子会社がEUに拠点を置いている場合、その子会社自体が制裁規則を遵守する義務がある。

また、EUの輸出者は、対象品目が間接的に（これらの事業者の非上場子会社または彼らが支配する他の事業者を通じて、あるいは仲介業者を通じて）上場企業に到達しないことを保証しなければなりません。また、対象品目がリストアップされた企業に到達する可能性がある場合、第三者の仲介者に対する対象品目の販売、供給、移転または輸出は禁止されている。あらゆる状況において、EUの輸出者は、ビジネスパートナーと物品の最終目的地について十分なデューデリジェンスを行う必要がある。

さらに、EUの輸出者は、これらの制限を回避することを目的または効果とする活動に、故意に、参加することを禁じられています。

**31. 制裁措置は、(i) EU域外のEU企業の子会社、(ii) EU域外に居住または勤務するEU国民をどの程度拘束するか。EU企業が所有または支配するロシアの事業体は、制裁規則に照らしてどのように行動すべきか。EU企業のロシア子会社が、制裁規則が適用される製品を他のロシア企業に販売することは可能か。これは迂回行為とみなされるか？**

制裁規則の適用範囲は第13条に定められており、EUの制裁は域外には適用されない。EU制裁規則は、特に、加盟国の国民であるEU域内外のあらゆる人物、および、EU域内外のあらゆる法人、団体、組織で、加盟国の法律に基づいて法人化または設立された者に適用されます。

EU企業の子会社は、ホスト国の法律に基づいて設立されるため、ホスト国の法律に拘束されます。しかしながら、その子会社で働くEU国籍者は、個人的にEU制裁に拘束され、EU制裁に違反する取引に参加した場合、個人的な責任を問われる可能性があります。例えば、子会社自身が取引を行ったとしても、取引を促進したEU加盟国が、主な禁止事項を回避する目的または効果を持つ「活動に参加」した場合、回避防止条項の対象となる可能性があります。さらに、EUの親会社が承認/グリーンライトを必要とする外国子会社による決定は、EUの親会社が自らの行動に関して拘束を受けるという意味で、関連性があると思われま

**32. ロシアにある合弁会社に出資しています。制裁の対象となる二重用途品や「先端技術」品の供給を合弁会社に継続することは可能ですか？**

EUに拠点を置く貴社が、ロシアの法律の下で設立された合弁会社を単独または共同で支配し、品目が合弁会社の独占的使用を意図している場合、品目の輸出許可を求めることが可能です。2022年2月26日以前に締結された契約の履行を目的とする輸出に適用される軽減措置については、[質問25-27](#)をご確認ください。

**33. その他のサービス」という言葉は、どのように解釈したらよいのでしょうか。物流サービスは「その他のサービス」に含まれ、その結果、すべての輸送業者またはその他の物流会社は、輸送する商品に関する輸出規制を確認しなければならないのか？EUへの規制対象品目の輸入のための輸送や物流サービスの手配は対象となりますか？マーケティングや清掃などの非技術的なサービスについてはどうでしょうか？**

その他のサービス」という用語は包括的なものです。それは、「第1項で言及された商品及び技術並びにこれらの商品及び技術の提供、製造、保守及び使用に関連し、ロシア国内の自然人又は法人、団体又は組織に対して、又はロシア国内での使用のために直接又は間接に」行われる全てのサービスを対象としています。

**34. 認可の取り消し、一時停止、変更、取り消しの根拠は何ですか？**

EUデュアルユース規則に基づく加盟国の主管庁は、特定のケースバイケースの評価に基づいてデュアルユース品目の輸出許可を発行しています。EUデュアルユース規則第16条1項では、各国の所轄官庁が前回の評価を見直す根拠がある場合、既に付与された輸出許可を取り消し、停止、修正、撤回することができるとしています。



これは、特に、特定の最終用途、エンドユーザー、または懸念される目的地に関連するリスクの評価の変更、または輸出許可が付与された後に採用された可能性のある商品の貿易に対するさらなる制限に起因する可能性があります。しかし、国の権限ある当局が輸出許可を取り消し、停止、修正または撤回する理由は他にもあるかもしれません。

制裁規則は、制裁規則の効果的な実施に必要であると判断した場合、各国主管庁が付与した認可を取り消し、停止、修正または撤回することを認めています。

### 35. 制裁規則では、ロシアからEUの生産組織承認保持者への輸入は禁止されているか？EU/EASAの生産組織承認保有者のロシアに拠点を置くサプライヤーや下請け業者は、この措置の影響を受けるか？

制裁規則は、ロシアからの輸入品には影響しません。

しかし、EUの輸入業者は適切なデューデリジェンスを行い、これらの輸入と関連する支払いがEUの他の制限的な措置に違反しないことを確認する必要があります。

注目すべきは、理事会規則（EU）No 269/2014<sup>7</sup>、特定の対象者に対して資産凍結を行い、直接的・間接的を問わず、資金や経済資源の提供を禁止している点です。これには、商品やサービスに対する支払いも含まれます。

また、理事会規則（EU）No 692/2014<sup>8</sup>、クリミアとセヴァストポリからの輸入を禁止し、理事会規則（EU）2022/263<sup>9</sup>、ウクライナのドネツク州およびルハンスク州の非政府支配区域からの輸入を禁止しています。ロシア経由の横流しのリスクは、正當に考慮されるべきである。

ウクライナ危機に対応して採用されたEUの制限措置の詳細については、EU Sanctions Map<sup>10</sup>で確認できる。

### 36. 2022年2月26日以前に発行された輸出ライセンスは有効か？

ロシアへのデュアルユースアイテムの輸出は、2022年2月26日以降、民生用途であっても禁止されています。制裁規則に記載されているいくつかの免除や軽減措置、また「祖父条項」の適用により、非常に特殊なケースや追加輸出許可の必要性など、非常に厳しい条件下でのデュアルユース品目の輸出はまだ認められています。

とはいえ、制裁規則は各国の主管庁に対し、デュアルユース規則に基づいて付与されたライセンスの停止や取り消しを義務付けてはいません。むしろ、同じ輸出品が制裁規則で規定された二重用途輸出の新たな禁止事項を遵守し、免除または猶予の下でのみ継続できることを要求しているのです。

### 37. 途中経過の商品についてはどうですか？出荷」条項がありますか？

いいえ、制裁規則は2022年2月26日から適用されます。同規則は、2022年2月26日に欧州連合内で進行中であった項目に対する特定の柔軟性を提供するものではありません。

### 38. EU域外を原産地とし、ロシアを最終目的地とする加盟国経由の商品に対する制裁の効果は？EU加盟国経由の積み替えにもこの措置は適用されま

## すか？

ロシアを最終目的地とするEU域内の物品で、制裁リストに含まれているものは、制裁規則第2条、第2a条、第2b条の適用範囲に含まれます。これらの物品を直接または間接的に販売、供給、譲渡、輸出することの禁止は、EU域内を通過することの禁止を含みます。従って、EU加盟国をまたぐ第三国間の禁止物品の通過は禁止されています。

の関税地域に導入される、外部トランジット、トランシップ、再輸出、フリーゾーンからの再輸出、一時保管、一時保管施設からの直接再輸出。

---

<sup>7</sup>ウクライナの領土保全、主権、独立を損なう、または脅かす行為に関する2014年3月17日付理事会規則（EU）第269/2014号、OJ L 78, 17.3.2014, p.6-15.

<sup>8</sup>クリミアとセヴァストポリの違法な併合に対応する制限的措置に関する2014年6月23日付理事会規則（EU）No 692/2014, OJ L 183, 24.6.2014, p.9.

<sup>9</sup>ウクライナのドネツク州およびルガンスク州の非政府支配地域の承認およびこれらの地域へのロシア軍発注に対応する制限的措置に関する2022年2月23日の理事会規則（EU）2022/263, OJ L 421, 23.2.2022, p.77-94.

<sup>10</sup><https://www.sanctionsmap.eu>

また、EU域内に入港したロシア向け貨物の移動は、税関当局によるリスクアセスメントの対象となり、当該貨物が制裁の対象であるかどうか、したがって管理が必要であるかどうかを判断することができます。これらの物品は、EUの関税地域を出るまで税関の監督下に置かれることになる（EU関税法を定める2013年10月9日の欧州議会および理事会の規則（EU）No 952/2013の第267条（1）項を参照のこと）。

### 39. EU二重使用規則の付属書IIに記載されている品目や「先端技術」品目がすでにロシアにある場合、EU企業はロシアのエンドユーザーへの輸出の許可を求める必要があるか。

制裁規則の規制は、輸出に加えて、デュアルユースおよび「先端技術」品目の「販売、供給または移転」にも適用されます。したがって、例えば、ロシアにあるEU企業（例えば、ロシアにあるEU企業の支店）の在庫として品目が保管されている場合など、すでにロシア国内にある品目の販売、供給または移転にも適用されます。

### 40. 制裁規則は、陸路でロシアを経由して第三国へ輸送される規制対象品の輸出に影響を与えますか？

制裁規則は、ロシアを経由する場合でも、第三国で引き渡される規制対象品の輸出には影響を与えません。考慮すべき要素の1つは、そのような品目の転用や、制裁規則の回避の可能性が高いということです。

### 41. 制裁措置は、EUで設立され、ロシアの個人または団体が直接または間接的に所有または支配している企業との取引にどの程度影響するか。

制裁規則による輸出規制は、EU域内で設立された企業間の取引には厳密には適用されません。リストアップされた個人または団体に関連するEU法人との契約の詳細については、[質問31](#)も参照してください。

制裁規則とは別に、特定のロシア人および団体は、理事会規則（EU）No 269/2014などにおいて、個別の金融制限の対象となっています。これらの制限には、資産凍結と、リストアップされた個人および団体に対して、直接的または間接的に資金または経済的資源を提供することの禁止が含まれます。上場企業が所有または支配する非上場企業に対して資金や経済的資源を提供すること（物品と引き換えに支払うことを含む）は、原則として、リスクベースのアプローチを用いてケースバイケースで、関連するすべての状況を考慮して、資金が上場企業や団体に到達しないことを合理的に判断できる場合を除いて、後者に間接的に利用可能にすることと見なされます。また、資金や経済的資源を第三者の仲介者に提供することも、それらの資産が上場企業や団体の利益となる場合には、禁止されています。あらゆる状況において、EUの輸出者は、ビジネスパートナーおよび資金や経済的資源の最終目的地について十分なデューデリジェンスを行う必要がある。

さらに、EUの輸出者は、これらの制限を回避することを目的または効果とする活動に、故意に、参加することを禁じられています。

#### 42. ロシア国籍でEUで働いている従業員に対して、特別な措置を取る必要がありますか？EUの事業体は、新たな制裁の対象となる製品や技術に関連する知識のロシアへの移転やアクセスを遮断すべきか？

管理された技術（知識や無形のものを含む）を外国人に提供することは、「みなし輸出」とも呼ばれる無形技術移転の一種です。

制裁規則第2条および第2a条は、ロシア国内の自然人または法人、団体、あるいはロシア国内での使用を目的として、直接的または間接的に、措置の対象となる商品および技術を販売、供給、移転、輸出することを禁止しています。また、技術支援の管理に関する要件は、EU域内の外国人にも適用されます。したがって、企業は、そのような知識や技術がロシアで使用されることになる場合、ロシア人スタッフのアクセスを制限する必要があります。

#### 43. EUの第三国向け制裁規則対象品目の輸出がロシアに再輸出されないことを、どのように確認・検証しているのか。

EUの事業者は、対象品目の輸出がロシアに転用されないことを保証するために、適切なデューデリジェンス手続きを導入すべきである。これには、例えば、第三国のビジネスパートナーがロシアに再輸出した場合に責任を負わせる契約条項や、事後検証を含むことができる。

制裁を実施し、執行するのは加盟国である。欧州委員会は加盟国による制裁措置の実施と執行を監視している。EUから第三国へ輸出された対象品目がロシアへ再輸出された場合、各国の管轄当局は、EUの輸出業者が十分なデューデリジェンスを行わなかったことを制裁規則違反とみなすことができる。EUの輸出業者が故意にそのようなデューデリジェンスを行わなかった場合、これは回避スキームへの参加とみなされる可能性がある。

#### 44. トルコは EU との関税同盟により、同等の規制や迂回防止策を実施する義務があるか。

制裁規則の地域的範囲はEUに限定されています。トルコとEUの間に関税同盟が存在することは、制裁の地域的範囲を自動的に拡大することを意味しない。これは、EU-トルコ関税同盟協定に規定されていないことである。後者は、トルコが関税同盟の共通商業政策に沿った措置をとる義務を負うと定めている。逆に、制裁はEUの共通外交・安全保障政策に関連する法的根拠を持つため、ト

ルコが関税同盟の共通商業政策に合致した措置をとるという約束には該当しない。この点で、トルコはEUと同じ制裁を適用していない他の第三国と同じ扱いを受ける。

#### 45. 北アイルランドに拠点を置いています、ロシアへの輸出を続けることはできますか？

アイルランド/北アイルランド議定書、特にその付属書2の第47条に基づき、TFEU第215条に基づく制裁は、物品貿易に関わる限り、北アイルランドにも自動的に適用されます。つまり、制裁規則による物品貿易に関する制限は、北アイルランドとロシア間の貿易にも適用されます。さらに、第13条に基づく制裁規則の適用範囲に関する一般的な規則が適用されます。

#### 46. この措置により、ロシアに対象品目を輸出している企業への補償はあるのか？

制裁規則は、ロシアに対象品目を輸出する企業への補償を定めていません。

### パートナー国との協働

#### 47. これまで米国と密接に連携したアプローチをとってきましたが、他の国も「パートナー国」になることを期待しますか？

輸出規制の範囲は、実質的に同等の貿易措置を適用することが予想される国々と密接に調整されています。これは特に米国の場合であり、我々の協力はEU・米国貿易技術会議の枠組みにおける関与を基礎とするものである。EUと米国の企業にとって適切な調整と公平な競争条件を確保するため、今回の措置の採択後、我々の協力はさらに強化されることになる。

制裁規則には相手国のリストが含まれており、実質的に同等の貿易措置をとっている他の国を追加するために修正することができます。

#### 48. パートナー国にはどのような国があり、規則に従ってどのような利益を享受しているのですか？

これらの措置の目的上、「パートナー国」とは、制裁規則で定められたものと実質的に同等の一連の輸出制限措置を適用している国々を指します。欧州委員会は、効果的な制裁措置を確保するため、第三国が採用している措置を引き続き検討し、第三国と緊密に連絡を取っていく。

パートナー国 " の概念は、制裁規則の第2条と第2a条に関連するいくつかの側面を持っています。

まず、相手国の事業が所有または支配する事業体は、加盟国の事業が所有または支配する事業体と同じ例外を受ける資格があります。その結果、加盟国は、軍사용途または軍事エンドユーザー向けでないことを条件に、これらの事業体に対する対象物品および技術の販売、供給、移転、輸出、または関連する技術的もしくは財政的援助の提供を許可することができます。

第二に、加盟国は、ロシアに所在するパートナー国の外交官を対象とした、対象となる商品および技術の販売、供給、移転または輸出、あるいは関連する技術的または財政的援助の提供を許可することができます。

第三に、EUは、制裁規則に基づく輸出制限の有効性と、相手国が適用する輸出制限措置の一貫した適用を支援する目的で、適切な場合には、相互主義に基づき、相手国と情報を交換する。

#### 49. 米国はEUを域外輸出規制の対象から除外しているのか？

米国は、附属書VIIに記載された先端技術品目について、いわゆる外国直接製品規則（EARの734.9条）およびデミニマス規則（EARの734.4 (a) 条）を免除しています。また、米国は、デュアルユース品目の場合、FDPRを免除しています。

また、米国は、Annex VII に含まれる規制対象品目が輸出品の主要な要素であるが、輸出品自体が制裁規則の対象でない場合、制裁規則第2条(7)及び第2条a(7)に定めるデューデリジェンスを国の権限ある当局が実施すれば、域外規制は適用しないとしています。

### その他雑多な質問

#### 50. ベラルーシは制裁規制の対象ですか？

ベラルーシに課された貿易制限を含む追加制裁は、ベラルーシの状況を考慮した制限的措置に関する規則（EC）No 765/2006の改正である2022年3月2日の理事会規則（EU）2022/355に規定されています。しかし、これらは、上記のアプローチをほぼ反映している。

## 付属書 - 制裁規則付属書VIIに記載されている項目の一時的な相関関係の表 (Indicative temporary correlation table for items listed in Annex VII of Sanctions Regulation)

### 規則(EU)2022/328の付属書VII

#### TARIC MEASURES

欧州委員会のデータベースに登録されている共同体統合関税 (TARIC) には、関税の停止、関税割当、関税優遇措置、アンチダンピング税、数量制限、禁輸、輸出規制など、特定の商品に適用される輸出入措置が含まれています。

これらの措置を統合しコード化することにより、TARICはすべての加盟国による均一な適用を保証し、すべての経済事業者がEUへの輸入またはEUからの輸出の際に実施すべきすべての措置を明確に把握できるようにします。

規則(EU) 2022/328のAnnex VIIに含まれる項目について、8桁レベルのTARIC対策が3月4日に関係当局と関係者に公開されました。

#### 相関表

相関表は、付属書VIIの商品と、共通関税分類法および複合命名法 (CN) の規則に基づいて定義された対応する商品コードとを結びつけています。対応する8桁のCNコードは、商品の関税分類と税関申告書に記入するコードを定義しています。

この相関表は拘束力を持たず、輸出規制や制限措置に基づく経済事業者の義務を損なうことなく提供され、特に税関申告書の提出時に確認されるものです。

多くの場合、相関表のCNコード一覧では不十分であることに留意する必要があります。ある商品が措置の対象であるかどうかの結論を出すには、追加の技術的評価が必要である。この追加評価は、多くの場合、CNコードの記述が付属書VIIの品目の管理文と正確に対応するほど具体的でないため必要である。なお、この相関表には、以下の理由により、ソフトウェアとの相関は含まれていません。

ソフトウェアの内容ではなく、サポート (フラッシュドライブ、DVDなど) に基づいて分類されていること。

/ソフトウェアは、関連する機器や製品の一部として輸出されることが多いため、輸出者が申告すべきCNコードは、機器や製品に関連するものとなります。

ほとんどの場合、ソフトウェアは税関を経由して受信者に送られるのではなく、クラウド、または任意のコンピューティングサーバーを経由して送信されます。

また、無形物の輸出は税関で申告されないため、この相関表には技術との相関が含まれていないことに留意する必要があります。

CNコードは、関税及び統計の名称に関する1987年7月23日付理事会規則 (EEC) No2658/87の第1条(2) に定義され、その付属書Iに記載された結合名称から引用されており、制裁規則の公表時に

有効なものです。相関表は、附属書VIIの商品リスト及び／又は対応する商品コードの改訂に照らして、適宜改訂されます。

より明確にするために、主要部品には、最終製品の一部を形成し、それがないと最終製品が動作しない、組み立てられた要素が含まれます。

### 相関表 (附属書VII)

Annex VII コード	コントロールリスト (簡単な説明)	関連 2022 CN コード
X.A.I.001.a	"マイクロプロセッサ・マイクロサーキット"、"マイクロコンピュータ・マイクロサーキット"、"マイクロコントローラ・マイクロサーキット"・・・。	8542.31.11
		8542.31.19
		8542.31.90
X.A.I.001.b	ストレージ集積回路...	8542.32.45
		8542.32.69
		8542.32.75
X.A.I.001.c	アナログ・デジタル・コンバーター...	8542.31.11
		8542.31.19
		8542.31.90
X.A.I.001.d	フィールドプログラマブルロジックデバイスで、シングルエンドデジタル入出力の最大数が200以上700以下であるもの。	8542.31.11
		8542.31.19
		8542.31.90
X.A.I.001.e	高速フーリエ変換 (FFT) プロセッサで、1024ポイントの複素FFTの定格実行時間が1ms未満であること。	8542.31.11
		8542.31.19
		8542.31.90
X.A.I.001.f	カスタム集積回路...	8542.31.11
		8542.31.19
		8542.31.90
X.A.I.001.g	進行波型 "真空電子デバイス"...	8542.31.11
		8542.31.19
		8542.31.90
X.A.I.001.h	40GHzを超える周波数での使用を想定したフレキシブル導波管	8543.30.70
X.A.I.001.i	表面弾性波、表面スキミング弾性波デバイス...	8543.70.06
X.A.I.001.j	セルは以下の通り。 1. 293Kでの「エネルギー密度」が550Wh/kg以下の "一次電池" (20°C); 2. 「二次電池	8506.50.10
		8506.50.90
		8507.60.00
X.A.I.001.k	"超伝導 "電磁石やソレノイドを "特別に設計 "した...	8505.90.29
X.A.I.001.l	電磁波エネルギー貯蔵のための回路またはシステム...	8504.40.90
		8504.50.00

X.A.I.001.m	水素／水素同位体サイクロトロン...	8540.89.00
X.A.I.001.o	太陽電池、セル-インターコネクト-カバーガラス・アセンブリ、ソーラーパネル、ソーラーアレイ...	8541.42.00
		8541.43.00
X.A.I.002.a	電子計測器...	9030.10.00
		9030.20.00
		9030.31.00
		9030.32.00
		9030.33.20
		9030.33.70
		9030.39.00
		9030.40.00
		9030.82.00
		9030.84.00
		9030.89.00
X.A.I.002.b	デジタル機器磁気テープ式データレコーダ...	8542.31.11
		8542.31.19
X.A.I.002.c	デジタルビデオ磁気テープレコーダーを変換する装置...	8542.31.11
		8542.31.19
X.A.I.002.d	非モジュール型アナログオシロスコープ...	9030.20.00
X.A.I.002.e	モジュール式アナログオシロスコープシステム...	9030.20.00
X.A.I.002.f	アナログサンプリングオシロスコープは...	9030.20.00
X.A.I.002.g	デジタルオシロスコープやトランジェントレコーダー...	9030.20.00
X.A.I.003.a	周波数チェンジャー...	8504.40.84
		8504.40.88
		8504.40.90
X.A.I.003.b	質量分析計	9027.81.00
X.A.I.003.c	全てのフラッシュX線装置...	9022.19.00
		9022.29.00
		9022.30.00
		9022.90.20
X.A.I.003.d	パルスアンプ...	8543.70.02
		8543.70.30
		8543.70.90
X.A.I.003.e	時間遅延発生用または時間間隔用電子機器の測定...	9027.89.90
X.A.I.003.f	クロマトグラフィーとスペクトロメトリーの分析機器...	9027.20.00
		9027.30.00
X.B.I.001.a	電子管、光学素子および「特別に設計された」「部品」の製造のために「特別に設計された」装置と"部品"だから...	8464.20.11
		8475.10.00
X.B.I.001.b.1.a	多結晶シリコンの製造装置および材料3C001で制御される...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.b	純化または加工のために「特別に設計された」機器 III/IV およびII/VI半導体材料...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.c	クリスタルプルーラーとファーネス...	8486.10.00



X.B.I.001.b.1.d	エピタキシャル成長用 "蓄積型プログラム制御"装置...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.e	分子線エピタキシャル成長装置	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.f	磁気を利用した「スパッタリング」装置...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.g	イオン注入、イオン注入のための「専用」装置。 を強化したもの、または光強化拡散...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.h	"蓄積プログラム制御"選択型機器 削除	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.i	"化学気相成長法" (CVD) 装置...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.j	電子ビームシステム...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.k	半導体加工用表面処理装置 ウェハース...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.l	相互接続装置...	8486.10.00
X.B.I.001.b.1.m	"レーザー"を使った "蓄積プログラム制御"機器...	9011.20.10
		9031.41.00
X.B.I.001.b.2.a	完成したマスク、レチクル、そのデザイン...	3701.99.00
X.B.I.001.b.2.b	マスク「基材」...	3701.99.00
X.B.I.001.b.2.c	コンピュータ支援設計のために「特別に設計された」機器 (半導体デバイスや集積回路のCAD) ...	8486.10.00
X.B.I.001.b.2.d	マスクまたはレチクルのための以下のような装置または機 械。 捏造...	8486.10.00
X.B.I.001.b.2.e	マスク、レチクルまたはペリクルの検査用の "蓄積型プログラ ム制御"装置...	9011.20.10
		9031.41.00
X.B.I.001.b.2.f	ウェハ製造のための装置のアライメントと露出...	8486.10.00
X.B.I.001.b.2.g	投影用電子ビーム、イオンビームまたはX線装置 イメージ転送	8486.10.00
X.B.I.001.b.2.h	レーザーによるウェハへの直接書き込みが可能な装置。 2.5マイクロメートル以下のパターンを作ること。	8486.20.00
X.B.I.001.b.3	"蓄積プログラム制御"ダイボンダ...	8486.20.00
X.B.I.001.b.3	"蓄積プログラム制御型"多品種生産用装置 の債券を1回の操作で...	8486.20.00
X.B.I.001.b.3	半自動・自動ホットキャップシーラー...	8486.20.00
X.B.I.001.b.4	クリーンルーム用フィルター...	8421.99.90
X.B.I.002.a	検査または試験用に「特別に設計された」機器...	9031.80.80
X.B.I.002.b	半導体デバイス、集積回路、「電子機器」の検査または試験 用に「特別に設計された」装置。 アセンブリ"...	9030.82.00
		9031.41.00
X.C.I.001	半導体リソグラフィ用ポジ型レジストの特殊調整 (最適化)、波長370~193 nmで使用します。	3920.10.23
		8486.90.00
X.A.II.001.a	電子計算機および関連機器、ならびに343K (70°C) を超え る周囲温度で動作するよう定格された「電子組立品」および その「特別仕様の」「部品」「コンポーネント」。	8471.41.00
		8471.49.00
		8471.50.00
		8471.80.00
X.A.II.001.b	「調整ピーク性能」(APP) が0.0128加重テラフロップス (WT) 以上である「デジタル コンピュータ」(「信号処理」	8471.41.00
		8471.49.00
		8471.50.00

	又は「画像補正」機器を含む。	8471.80.00
X.A.II.001.c		8471.41.00
	プロセッサの集積により性能を向上させるために「特別に設計」または「改造」された「電子アセンブリ」。	8471.49.00
		8471.50.00
		8471.80.00
X.A.II.001.f	0.0128 Weighted TeraFLOPS WT 以上の Adjusted Peak Performance (APP) を有する「信号処理」または「画像補正」用の機器。	8471.41.00
		8471.49.00
		8471.50.00
		8471.80.00
X.A.II.001.i	5A991の制限を超える "端末インターフェース機器" を含む機器。	8471.41.00
		8471.49.00
		8471.50.00
		8471.80.00
X.A.II.001.j	デジタル・コンピュータ」または関連機器の外部相互接続を行うために「特別に設計された」機器で、80Mbyte/sを超えるデータ・レートでの通信を可能にするもの。	8471.41.00
		8471.49.00
		8471.50.00
		8471.80.00
X.A.II.001.k	「アナログ/デジタル変換器を含む「ハイブリッドコンピュータ」、「電子アセンブリ」、「特別設計」「部品」「コンポーネント	8471.41.00
		8471.49.00
		8471.50.00
		8471.80.00
X.A.III.101.a	5A001.a で規定されていない、219K (-54°C) から 397K (124°C) の温度範囲外で動作するよう「特別に設計された」あらゆるタイプの電気通信機器。	8517.61.00
		8517.62.00
		8517.69.30
		8517.69.90
		8517.79.00
X.A.III.101.b.1	デジタル技術を駆使して...	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.b.2	データ信号速度」が毎秒9,600ビットを超える「音声1チャンネル分の帯域幅」を使用するモデム	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.b.3	蓄積プログラム制御型」デジタルクロスコネクタ機器であり、「デジタル転送速度」が8.5Mビット/秒以上であること。ポートになります。	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.b.4	を含む機器であること...	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.b.5	レーザー"採用で...	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.b.6	入力または出力周波数が...を超えて動作する無線機器。	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.b.7	無線機器であること	8517.69.30
		8517.69.90
X.A.III.101.c.1	データ（メッセージ）スイッチング」機器または「パケットモード動作」用に設計されたシステム、および「部品」、電子アセンブリおよびそのための「コンポーネント」です。	8517.62.00
X.A.III.101.c.3	データグラム」パケットのルーティングまたはスイッチング	8517.62.00

X.A.III.101.c.5	回線交換のためのマルチレベルの優先順位と先取り	8517.62.00
X.A.III.101.c.6	セルラー無線の通話を自動的に他へ受け渡すように設計されています。 セルラー交換機、または複数の交換機に共通する集中加入者データベースへの自動接続	8517.62.00
X.A.III.101.c.7	蓄積プログラム制御型」デジタルクロスコネクト機器を含み、「デジタル転送速度」が8.5Mビット/秒/秒を超えるもの。 ポート	8517.62.00
X.A.III.101.c.8	非関連付けのどちらかで動作する「共通チャンネル信号」。 または準連携モード	8517.62.00
X.A.III.101.c.9	ダイナミック・アダプティブ・ルーティング」（動的適応型ルーティング	8517.62.00
X.A.III.101.c.10	パケットスイッチ、回線交換機、ルーターであること	8517.62.00
X.A.III.101.c.11	"光スイッチング"	8517.62.00
X.A.III.101.c.12	非同期転送モード」（「ATM」）技術の採用	8517.62.00
X.A.III.101.d	光ファイバーおよび50mを超える光ファイバーケーブル シングルモード用長さ	8536.70.00
X.A.III.101.e	ネットワークの集中管理...	8517.61.00
X.A.III.101.f	フェーズドアレイアンテナ...	8517.71.00
X.A.III.101.f		8529.10.69
X.A.III.101.g	移動体通信機器...	8517.13.00
		8517.14.00
		8517.79.00
X.A.III.101.h	無線中継通信機...	8517.62.00
X.B.III.101	通信用試験装置...	9030.10.00
		9030.20.00
		9030.31.00
		9030.32.00
		9030.33.20
		9030.33.70
		9030.39.00
		9030.40.00
		9030.82.00
		9030.84.00
		9030.89.00
		9030.90.00
X.C.III.101	ガラスまたはその他の材料からなるプリフォームで、最適化されたもの。 光ファイバー製造	7002.20.10
X.A.IV.001	海洋・陸上用音響機器...	9014.80.00
X.A.IV.002.a	イメージインテンシファイア管...	9022.90.80
X.A.IV.002.b	直視型映像装置...	8525.83.00
X.A.IV.003	6A003.b.4 の注 3 の基準を満たすカメラ。	8525.83.00
X.A.IV.004.a	光学フィルター...	9002.20.00
X.A.IV.004.b	「フッ素繊維ケーブルまたはその光ファイバー...	8536.70.00
X.A.IV.005.a	炭酸ガス (CO <sub>2</sub> ) "レーザー"	9013.20.00
X.A.IV.005.b	半導体レーザー...	9013.20.00

		9013.80.00
X.A.IV.005.c	ルビー"レーザー"・・・。	9013.20.00
X.A.IV.005.d	非「波長可変」 「パルスレーザー」 ...	9013.20.00
X.A.IV.005.e	非「波長可変」連続波「(CW)レーザー」 ...	9013.20.00
X.A.IV.005.f	非「チューナブル」な「レーザー」 ...	9013.20.00
X.A.IV.005.g	自由電子「レーザー」 ...	9013.20.00
X.A.IV.006	"磁力計"、"超伝導"電磁波センサー...	9015.80.20
X.A.IV.007	重力計...	9015.80.20
X.A.IV.008	レーダーシステム...	8526.10.00
X.A.IV.009.a	地震検知装置...	9015.80.20
X.A.IV.009.b	放射線に強いテレビカメラ...	8525.82.00
X.A.IV.009.c	地震侵入検知システム...	9031.80.80
X.B.IV.001.a	自由電子「レーザー」磁石の製造または検査用の工具、金型、固定具またはゲージを含む装置。 舷側	9031.49.90
X.B.IV.001.b	自由電子レーザー写真の製造または検査用の工具、金型、治具またはゲージを含む装置。 インジェクター	9031.49.90
X.C.IV.001	光センシングファイバー...	8536.70.00
X.C.IV.002.a	低光吸収材料...ジルコニウムやアルミニウムのフッ化物	2826.12.00 2826.19.90
X.C.IV.002.b	光ファイバープリフォーム」 ...	7002.20.10
X.A.V.001	航空通信機器、すべての「航空機」慣性航法装置、その他のアビオニクス機器（部品を含む	8517.69.30 8526.91.20 9014.10.00 9014.20.20 9014.20.80 9014.90.00
X.B.V.001	その他の試験、検査、または「生産」のための装置 航法機器・アビオニクス機器	9030.82.00
X.A.VI.001.a	水中ビジョンシステム...	9006.30.00
X.A.VI.001.b	水中用に「特別に設計」または改造された写真用スチルカメラで、35mm以上のフィルムフォーマットを有し、オートフォーカスまたはリモートフォーカスを「特別に設計」したもの。 水中使用	9006.30.00
X.A.VI.001.c	水中用に「特別に設計」または改造されたストロボ照明システムで、光出力エネルギーが2,000kWを超えるもの 300J/フラッシュ	9029.20.90
X.A.VI.001.d	その他の水中カメラ機材...	9006.30.00
X.A.VI.001.f	船舶	8901.10.10 8901.10.90 8901.20.10 8901.20.90 8901.30.10 8901.30.90 8901.90.10

		8901.90.90
		8902.00.10
		8902.00.90
		8903.21.00
		8903.22.10
		8903.22.90
		8903.23.10
		8903.23.90
		8903.31.00
		8903.32.10
		8903.32.90
		8903.33.10
		8903.33.90
		8903.93.10
		8903.93.90
		8903.99.10
		8903.99.90
		8904.00.10
		8904.00.91
		8904.00.99
		8905.10.10
		8905.10.90
		8905.90.10
		8905.90.90
		8906.10.00
		8906.90.10
		8906.90.91
		8906.90.99
		8908.00.00
X.A.VI.001.g	船用エンジン（船内機、船外機）、潜水艦用エンジン	8406.10.00
		8407.21.10
		8407.21.91
		8407.21.99
		8407.29.00
		8408.10.11
		8408.10.19
		8408.10.23
		8408.10.27
		8408.10.31
		8408.10.39
		8408.10.41
		8408.10.49
		8408.10.51
		8408.10.59
		8408.10.61
		8408.10.69

		8408.10.71
		8408.10.79
		8408.10.81
		8408.10.89
		8408.10.91
		8408.10.99
X.A.VI.001.h	自給式水中呼吸装置（スクーバ・ギア） および関連機器	9506.29.00
X.A.VI.001.i	ライフジャケット、インフレーションカートリッジ、ダイブ コンパス、ダイビング コンピュータ	9506.29.00
X.A.VI.001.j	水中ライト、推進装置	9405.42.10
		8906.90.10
X.A.VI.001.k	エアコンプレッサーとフィルターシステムの「専用設計 エアシリンダーへの充填	8414.40.10
X.A.VII.001.a	CMLで指定されたもの以外のディーゼルエンジン、または 規制(EU)2021/821、トラック、トラクター、自動車用で、総 合出力298kW以上のもの。	8408.20.37
		8408.20.99
X.A.VII.001.b	車載容量9t以上のオフハイウェイ用ホイールトラクター、および 指定以外の主要部品と付属品。 CMLまたは規則(EU) 2021/821に記載されています。	8701.95.10
X.A.VII.001.c	セミトレーラー用のロードトラクターで、1軸あたりの定格 荷重が9トン以上のシングルまたはタンデムリアクッスルを 備え、特別に設計された主要なもの。 構成要素	8701.95.90
X.A.VII.002.c	CMLまたはRegulation (EU) 2021/821で指定されているもの以外 のガスタービンエンジンおよびコンポーネント	8411.11.00
		8411.12.10
		8411.12.30
		8411.12.80
		8411.21.00
		8411.22.20
		8411.22.80
		8411.82.80
		8411.91.00
X.A.VII.002.e	航空機用加圧式呼吸器	9020.00.10
		9020.00.90
X.B.VII.001	振動試験装置と「特別に設計された」「部品」「コンポーネ ント」...	9031.20.00
		9031.80.20
X.B.VII.002.a	の非機械的な方法を用いた自動化装置。 翼の肉厚測定	9031.80.20
X.B.VII.002.b	レーザー、ウォータージェット、ECM/EDMによる穴あけ加工用 の工具、治具、測定器...	8466.10.20
		8466.10.38
		8466.20.20
		8466.20.98
		8466.93.50
		8466.93.60
X.B.VII.002.c	セラミックコア浸出装置	8454.30.90

X.B.VII.002.d	セラミックコア製造装置または工具	8514.11.00
		8514.19.80